

事務連絡  
平成 27 年 7 月 22 日

各  $\left( \begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$  衛生主管部局 御中

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課地域保健室

### 地域保健におけるソーシャルキャピタルの活用等について

日頃より地域保健の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

「地域保健法第四条第一項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成 6 年 12 月 1 日厚生省告示第 374 号)」において、ソーシャルキャピタル(地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等)の活用・醸成、その核となる人材の育成等を推進していくことが示されております。

厚生労働省では、平成 25～26 年度厚生労働科学研究費補助金健康安全・危機管理対策総合研究事業において、地域保健対策におけるソーシャルキャピタルの活用・醸成のあり方に関する研究を推進してきたところです。今般、その研究成果として、手引書等が下記の通りまとまりましたので、貴管下の自治体に周知いただくとともに、地域保健対策の推進に御活用いただきますようお願いいたします。

### 記

#### ソーシャルキャピタルの醸成・活用に係る手引書等

- ・住民組織活動を通じたソーシャル・キャピタル醸成・活用にかかる手引き：「地域保健対策におけるソーシャルキャピタルの活用のあり方に関する研究」(研究代表者：大分県中部保健所所長 藤内修二)
- ・ソーシャルキャピタルを育てる・活かす！ 地域の健康づくり実践マニュアル ～あなたの“しごと”を点検しよう～：「地域保健事業におけるソーシャルキャピタルの活用に関する研究」(研究代表者：東京都健康長寿医療センター研究所研究部長 藤原佳典)

これらの手引書等は、厚生労働省のホームページ（下記の URL）からダウンロードしていただけます（PDF 形式）。

URL: <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000092042.html>  
厚生労働省ホームページ ホーム>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>地域保健>ソーシャルキャピタル関連資料

なお、研究者による各ブロック会議等での講師対応も可能ですので、その際は地域保健室に御相談ください。

**【問い合わせ先】**

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課地域保健室  
担当：吉住奈緒子  
住所：〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2  
Tel 03-3595-1111（内）2394  
Fax 03-3502-3099